

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十一号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の二の項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同表の五十四の項中「第四十八条第十六項第一号」の下に「又は地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十第二項」を加え、「には」を「にあつては」に、「同項第二号」を「建築基準法第四十八条第十六項第二号」に改め、同表の六十の項の次に次のように加える。

六十の二 地域再生法第十七条の四十四の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十

五条第四項第二号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請
に対する審査

二万七千円

第二条 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三十九の項中「第六条第一項」の下に「（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は大規模の模様替をする」を「若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する」に、「又は模様替」を「模様替又は用途の変更」に改め、同表中四十の項を削り、三十九の三の項を四十の項とし、同表の四十八の項中「第二号」の下に「これらの規定を」を加え、同表の四十八の二の項を次のように改める。

四十八の二 建築基準法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定
に適合するかどうかの審査

次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
（次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合に
あつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額）

イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万八千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円

ロ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（ニに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ニ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の

別表第一の四十八の二の項の次に次のように加える。

四十八の三 建築基準法第十八条第五項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）

四十八の四 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による建築設備の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の五 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の六 建築基準法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査（同条第二十九項又は第三十二項の規定による検査（四十八の九の項において「特定工程工事終了検査」という。）を受けた建築物に係るものを除く。）

四十八の七 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二十項の規定に基

模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

三十九の二の項下欄イ又はロにより算定した額（同一敷地内に二以上の構造計算適合性判定を要する建築物（建築基準法第二十条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。）がある場合は、それぞれの建築物につき同イ又はロにより算定した額の合計額）

1 建築設備を設置する場合（2に掲げる場合を除く。）
一基につき九千円（小荷物専用昇降機については、四千円）

2 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一基につき五千円（小荷物専用昇降機については、三千円）

1 工作物を築造する場合（2に掲げる場合を除く。）
八千円

2 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 四千円
四十三の項下欄により算定した額

一万三千円（小荷物専用昇降機については、八千円）

づく国の機関の長等による建築設備の工事の完了の通知に伴う検査	
四十八の八 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の工事の完了の通知に伴う検査	九千円
四十八の九 建築基準法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査（特定工程工事終了検査を受けた建築物に係るものに限る。）	四十六の項下欄により算定した額
四十八の十 建築基準法第十八条第二十八項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴う検査	四十七の項下欄により算定した額
四十八の十一 建築基準法第十八条第三十八項第一号又は第二号（これらの規定を同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	十二万円

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中別表第一の五十四の項の改正規定及び同表の六十の項の次に次のように加える改正規定（令和六年法律第七号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - 二 第一条中別表第一の四十八の二の項の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
- 2 第二条の規定による改正後の別表第一の四十八の二の項及び四十八の四の項から四十八の十一の項までの規定は、この条例の施行の日以後にされるこれらの規定に規定する通知又は申請に係る審査又は検査について適用する。